



訪問販売、点検商法には気をつけましょう！ ～恐怖！親切営業マンの裏の顔～

『点検』を口実に消費者宅を訪問して、消費者の不安をあおり、高額な契約を締結させる悪徳商法が増加しています。親切な営業マンにも細心の注意をはらいましょう。

ケース1

事業者から「無料でガス点検に行く」と電話があり訪問を了解したが、来訪した事業者から、給湯器の劣化の指摘をされた。さらに高額な交換を迫られ、交換工事を契約してしまった。

後日、解約したい旨伝えるため電話をかけたが「解約はできない」の一点張りだった。

ケース2

突然業者が訪問してきて、屋根の無料点検を勧められ承諾した。その後ひどい状態の屋根の写真を見せられ「火災保険を使って工事ができる。保険請求の代行申請もできる。」と言われ屋根工事を依頼したが、自分の家は古くないため屋根がひどいはずがなく、家を建てたメーカーに確認してもらったところ、故意に壊されていることが分かった。

点検商法の対処法

- ☒ 高額な契約はその場で契約をせず、家族に相談する
- ☒ 保険の契約内容、必要書類を確認、保険会社に相談
- ☒ 高額な契約の際は複数の事業者から見積もりを取り、慎重に判断する
- ☒ 怪しいと感じたらきっぱり断る

「点検商法」の特徴を皆さんに伝授します！

特徴その1. 「無料」を強調する。

特徴その2. 早急に工事が必要と不安をあおってくる。

特徴その3. 自然災害が多い季節に訪問する傾向にある。
(※特に6月や9月～10月など)

特徴その4. 保険申請代行サービスの申し込みを必要以上に迫る。

少しでも不審だと感じたときは、行動する前に、家族や消費生活相談窓口、警察に相談しましょう！

厚岸町消費生活相談窓口(役場内)	☎0153-52-3131(平日：8時30分から17時15分まで)
警察専用相談ダイヤル	☎#9110(平日：8時30分から17時15分まで)
消費者ホットライン	☎188(平日：9時から17時まで、土日・祝日：10時から16時まで)

厚岸町消費生活 相談窓口だより

●問い合わせ／商工雇用係

誰もが巻き込まれる可能性がある消費者問題。あなたはひとつだと思いませんか？
厚岸町消費生活相談窓口から消費者問題についてお届けします。



令和7年度 厚岸町消費生活 相談窓口相談件数

- 厚岸町消費生活相談窓口への相談
1件(前年度比－3件)
 - 厚岸町消費生活相談窓口への情報提供
3件(前年度比－3件)
 - 釧路市消費生活センターへの相談
1件(前年度比±0件)
- (令和7年6月末現在)